(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
㋐	㋑	決	有 ミヤ お		

※該当箇所に ☑ すること。

1 政治団体の名称（ふりがな） ~~日本維新の会参議院比例区第1支部~~
にほんいしんのかいさんぎいんひれいくだい1しぶ
日本維新の会衆議院埼玉県第15選挙区支部
にほんいしんのかいさんぎいんひれいくだい1しぶ

2 主たる事務所の所在地 〒~~105-0003~~ 336-0024
~~東京都港区西新橋1-5-9 ル・グラシエルBLDG.70 2階~~
埼玉県さいたま市南区根岸2-22-16 メゾン石ユックス1F

3 代表者の氏名 南原竜樹

4 会計責任者の氏名 南原竜樹

5 令和 7 年分

団体コード	
前年繰越額	231,002 円

事務担当者の氏名 大谷敬行

電話番号 070-2314-1565

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合

3046号
8.5.28
東京都選挙管理委員会
事務局

受付
8.9.18
収支公開室
第 号

活動区域の区分

全国
（2都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無

☐ 有　☑ 無

公職の種類 （現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等 南原竜樹

公職の種類等 参議院議員（現・候）

(※) 資金管理団体の指定の期間

年　月　日から
年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年　月　日から
年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

2328

004410

（その２）

収　支　の　状　況

全国団体用

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額			2,350	280
（前年からの繰越額）			2,310	002
（本年の収入額）			40	278
支　出　総　額				0
翌年への繰越額			2,350	280

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額				0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）				人

(2) 寄　附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア　寄附（イを除く。）の区分					
(ｱ) 個人からの寄附			40	000	
（うち特定寄附）				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ｳ) 政治団体からの寄附				0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)			4	000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）				0	
イ　政党匿名寄附				0	
合　計　（ア ＋ イ）			4	000	

全団体提出

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
この頁の小計													
１件１０万円未満のもの										2	7	8	
合　　計										2	7	8	

（注１）１件10万円以上の収入は個別に記載し、１件10万円未満の収入は「１件10万円未満のもの」欄に一括してその合計金額を記載してください。
（注２）「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳												寄附者の区分	①個人　2. 法人・その他の団体　3. 政治団体		
寄附者の氏名（又は名称）	金額											年月日			住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
			十億		百万		千			円							
この頁の小計																	
その他の寄附									4	0	0	0					
合計									4	0	0	0					

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人・その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）当該政治団体の本部又は支部（選挙管理委員会又は総務大臣へ届け出たものに限る）からの交付金は、（その５）に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

全団体提出

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8年　5月　20日

政治団体の名称　日本維新の会衆議院奈良県第1選挙区支部
~~日本維新の会衆議院比例区第1支部~~

会計責任者の氏名　菊原一寛樹

↓（代表者については解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）
※解散の場合は、解散届も必要です。

（代表者の氏名　　㊞）

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。
（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

全団体提出

政治資金監査報告書

令和８年５月２０日

日本維新の会衆議院埼玉県第15選挙区支部
代表　南原　竜樹　殿

登録政治資金監査人　姜 良業
登　録　番　号　第　６２８８　号
研修修了年月日　令和７年５月９日

1　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、日本維新の会衆議院埼玉県第15選挙区支部の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、日本維新の会衆議院埼玉県第15選挙区支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

日本維新の会衆議院埼玉県第15選挙区支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上